

2012年2月16日

mail ニュース

No.4・通巻269

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

憲法違反の「思想調査」となる大阪市職員 に対するアンケート調査に抗議します

2012年2月16日

自治労連東京都庁職員労働組合執行委員会

橋下市長は、2月9日通知し16日までに大阪市役所の職場で働くすべての正規職員に対して「労使関係に関する職員アンケート調査」を実施しています。

橋下市長は、「アンケート調査」は任意でなく「市長の業務命令」で、さらに「正確な回答でなければ処分の対象」にするとし、脅かしを明記しています。

今回の「アンケート調査」は、適法な政治活動について「参加の有無だけでなく、誘った人を明らかにするよう」求め「密告」を強要しています。また「アンケート調査」では、「組合活動に参加したことがあるか」「組合加入のメリットは」など明らかに労働組合活動に対する介入する内容になっています。さらに、「労使関係に関するアンケート」としながらも、職員採用において、「政治家・組合幹部・市職員等の推薦の有無と有利に取り扱ってもらったか」などといった項目も調査対象にしています。

公務員の政治活動は、地方公務員法36条で一定の制約はあるものの、憲法19条「思想・信条、政治活動の自由」のもと、国民として政治活動の自由が保障されています。さらにこの調査は、憲法28条「労働基本権」に明記されている、労働組合の正当な活動を侵害する不当労働行為です。

「職務命令」とは、地方公務員法32条で「職務と関連性があり、適法なもの」でなければなりません。脅かしと恐怖を煽る今回の「アンケート調査」では、職場の民主的で対等平等な人間関係は破壊されてしまいます。首長の顔色を見ながら行政の仕事を強制されては、憲法に定められた公務員の立場である「全体の奉仕者」としての仕事は出来ません。

橋下市長は、自治体の長として憲法を守るべき立場であることは明白です。さらに、橋下市長は、長年法律家として弁護士活動を行っていました。その立場でも、今回の「業務命令」による「アンケート調査」は憲法違反であり強く抗議いたします。既に回収されたアンケートについては破棄し、二度と同じような行為を行わないことを強く求めます。

以上